

「北海道中小企業支援ネットワーク」構成機関 経営改善・事業再生に係る取組状況

平成25年6月末現在

機関名	取組内容
北洋銀行	<p>当行は地域金融の円滑化を最も重要な社会的役割の一つとして位置付けており、下記項目について取組みを強化し、お取引先の経営改善・事業再生を支援しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 金融円滑化法の期限到来後も、お取引先への当行対応方針には何ら変更がない旨を全職員に周知徹底すると共に、お取引先へも同様の説明を行っています。 貸出条件の変更のみならず、新規貸出についてもお取引先の置かれた環境や抱える問題点を踏まえ、可能な限り検討を行っています。 北海道中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構等の公的機関やコンサルティング会社、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の外部専門家との連携を強化しています。また、認定支援機関による経営改善計画の策定支援にも協力しています。 北海道中小企業支援ネットワーク、地域中小企業支援ネットワークとの連携を強化しています。 ビジネスマッチング等、お取引先の本業支援を強化しています。
北海道銀行	<p>顧客企業の経営改善・事業再生を推進していく上で、次のような取組みを実施しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析 <ol style="list-style-type: none"> 仕組み作り <ul style="list-style-type: none"> 営業店と連携し、計画策定支援、経営改善支援を実施する専門部署「企業支援室」を設置しています。 外部コンサルタントを活用して営業店向けに財務、経営等に関する相談会を実施しています。 人材育成 <ul style="list-style-type: none"> 融資担当者の実態把握力・融資判断力を強化、渉外力・目利きセンスを向上させ、企業の成長可能性を重視した上での資金供給が可能な人材を育成するため、若年行員から管理職に至るまであらゆるレベルに対応する階層別研修会を実施しています。 最適なソリューションの提案、顧客企業等との協同によるソリューションの実行及び進捗状況の管理 企業ライフステージ別の活動(事業再生・経営改善にかかわる活動) <ul style="list-style-type: none"> 中小企業再生支援協議会、コンサルティング機関などの外部機関との連携も活用し、支援先への経営相談・指導や経営再建計画策定等の支援活動に取り組んでいます。 PDCAシートなどを活用し、経営指導やモニタリングの質を高め、より深化した企業支援活動を実施しています。(平成24年度実績:経営改善支援取組み先数271先、金融円滑化の事後フォロー先445社)
北陸銀行	<ol style="list-style-type: none"> 支店長、役員による経営改善SS運動や中小企業再生支援協議会等との積極的な連携を通じた質の高い事業再生支援の展開を図っています。(SS運動:Shoe Spirit<シューズスピリット>=靴の魂運動、スピード&サービスにも通じる。) 経営改善支援の専門組織である「経営改善支援室」が、経営改善支援に係る営業店の支援、指導を行い、直接お客さまと面談させていただくなどサポートを強化しております。 平成25年3月、富山県における官民一体型中小企業再生ファンドを組成いたしました。
青森銀行	<p>下記の事項について取組みを行っております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 金融円滑化法の期限到来後における取組みについての全店周知。 中小企業再生支援協議会との全店を対象とした勉強会。 行員のコンサルティング能力向上に向けたセミナー等の開催。 再生ファンドとの業務協力協定の締結。 中小企業再生支援協議会を活用した改善計画の策定。 地域経済活性化支援機構(旧企業再生支援機構)との連携。 東日本大震災事業者再生支援機構との連携。
みちのく銀行	<p>【基本方針】 当行は、債務の弁済に支障が生じている又は支障が生じる恐れがある中小企業者からの条件変更の申出に対しては、お客様が置かれている状況及び実態を十分に把握し、お客様の立場に立って、できる限りの対応を行ってまいります。中小企業者に対する対応で最も重要なことは、まずはお客様が抱えている課題等を踏まえ、お客様と金融機関とで経営改善に向けた認識を共有することにあります。その共有した課題解決のために、お客様への支援活動(コンサル活動)を展開してまいります。</p> <p>【取組内容等】 当行では、行内通達で「円滑化法の期限到来後も当行の顧客対応は変わらない」という取引先への対応方針を営業店に周知すると共に、全営業店を参加対象とした研修の開催により更に周知徹底しております。また、青森県内の新聞各紙に当行の対応方針を掲載し、対外的な公表を行いました。金融機関には、取引先が抱えている課題解決のために、顧客への支援活動(コンサル活動)を展開していくことが恒久的に求められております。経営改善に向けて当行が一層のコンサルティング機能を積極的に発揮するための具体例としては以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 取引先の経営課題の把握・分析 経営課題の解決策の提案、経営再建計画の策定支援 解決策の実行、進捗状況の管理・モニタリング <p>これまでの活動で、外部コンサルタント、公認会計士、弁護士等の専門家との連携も増え、より効果的でタイムリーな支援活動が出来る状況下にあります。引続き、中小企業再生支援協議会等の外部機関を利用した私的整理スキームにも積極的に対応し、平成24年12月に創設した「あおり地域再生ファンド」の活用を含め、適切な再生支援手法の検討を行ってまいります。</p>
秋田銀行	<p>中小企業・小規模事業者に対する事業再生・経営改善支援施策の実施に関し、現在窮境に陥っている取引先について再生支援協議会による支援の検討のため、予備協議を行った。(平成25年度1先)</p>
第四銀行	<p>当行は中小企業金融円滑化法の期限到来後も法の精神を承継し、中小企業・小規模事業者のお客さまの経営改善活動について、税理士等の専門家や他の取引金融機関と連携を図りながら、適切かつ積極的に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> お客さまから、新規の借入や条件変更等のご相談・お申込を受付けた場合は、真摯に対応いたします。 経営改善活動の支援が必要なお客さまに対しては、お客さまと経営上の問題点や課題を抽出・共有し、業界動向や個々のお客さまの特性など多面的な検討を通して、経営改善計画の策定支援を行います。 経営改善計画策定支援においては、「認定支援機関」としての使命を認識し、お客さまの同意の下に、税理士等の専門家や他の取引金融機関との連携を図りながら、策定支援を実施します。また、国の補助金事業の活用や中小企業再生支援協議会等の外部機関も活用します。 改善計画策定後においては、お客さまとの面談を随時交えながら、改善の実効性が高まるようフォロー活動を実施します。 また、計画達成に向けたアクションプランとしてビジネス・マッチング等のソリューション活動も積極的に実施します。

札幌信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> ・金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策の推進、顧客への対応方針が不変であることを引続き取引先に説明し周知を図っています。 ・金融円滑化対応先、中小企業・小規模事業者の規模や経営状況に応じて、経営改善・事業再生支援の取組みを明確にし、中小企業再生支援協議会等を活用した事業再生、経営改善支援センターを活用した経営改善計画策定支援の取組み、経営サポート会議の活用、経営力強化保証制度や借換保証等の推進を図っています。 ・起業・創業、ものづくり等、補助事業についても、認定支援機関としての取組みと推進を図っています。 ・さっしん地域経済金融センターにおいて、ビジネスマッチング、事業継承・M&Aセミナー等を実施しています。 ・国土交通省の建設企業のための経営戦略アドバイザー事業のパートナー協定に基づき積極的に活用を図っています。 ・中小機構の講師派遣を活用して「コンサルティング機能強化研修会」を開催し、営業店長、管理職・役員及び営業担当者を対象に実施しました。 ・TKC北海道会との提携により定例協議会を実施し、財務経営力・資金調達力強化研修や経営計画相談会の共催を検討しています。
室蘭信用金庫	<p>当金庫は平成22年7月にお取引先企業への経営改善支援、コンサルティング活動をより充実させるため、審査管理部内に中小企業診断士有資格者を配置し、「経営サポートチーム」を設置しております。(中小企業診断士有資格者11名)</p> <p>サポートチームは日頃から営業店支援を行うとともに、必要に応じて外部機関と連携しております。</p> <p>平成24年度はランクアップ活動対象先として全店で平成24年度128先、平成25年度145先を抽出し取組んでおります。</p>
空知信用金庫	<p>当金庫は金融円滑化法期限到来後も「地域金融円滑化のための基本方針」を継続し、これまで同様、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組むことを掲げています。</p> <p>具体的には次の取組みを行っております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.金融円滑化法に基づく条件変更を実施したお客様を個別に訪問面談し、「地域金融円滑化のための基本方針」継続についての説明を行いました。 2.条件変更を実施したお客様を定期的に訪問し、経営改善計画の進捗状況や資金繰り状況の確認を行っています。 3.経営改善支援・事業再生支援を希望するお客様に対し、経営改善計画策定のお手伝いはじめ、外部専門家を派遣し抜本的な経営改善への協力、取引先の紹介、各種補助金の案内等の取組みを行っています。
苫小牧信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の事業者や個人のお客様に対する円滑な資金供給、並びに地域の事業者に対する経営相談・経営改善に関するきめ細かな支援は、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、積極的なコンサルティング機能の発揮に取り組んでおります。 ・金融円滑化法の期限到来後においても、この当金庫の基本的取組姿勢は変わらないことを金庫内部だけでなくお客様にもその周知に努めております。 ・上記方針に基づき、下記のとりの施策を適宜実施しております。 <ol style="list-style-type: none"> 1.コンサルティング機能の一層の発揮 経営改善先に対して、営業店による継続的なコンサルティング(経営相談・経営指導等)を実施し、その状況について本部がモニタリングを行い、本部及び営業店一体での経営改善支援を行っております。 特に与信残高が大きいお取引先及び経営支援が必要と考えられるお取引先については、本部関与先として選定し、本部担当(審査管理部企業再生担当)が主体に改善支援に取り組んでおります。因みに、本部関与先については、平成24年度は30先、平成25年度は28先です。 2.外部機関との連携強化 「経営革新等支援機関」として、経営改善支援に係る支援ツールを最大限に活用し、中小企業再生支援協議会や中小企業支援ネットワーク、税理士・会計士等との連携強化を図るよう努めております。特に、経営サポート会議の活用を今年度推進していきたいと考えております。
北門信用金庫	<p>当金庫としては、次の事項について取組しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.金融円滑化法の期限到来に伴う対応については、部店舗長会議・研修等で徹底を図っております。 2.毎期再生支援先を選定し、中小企業診断士の資格者が改善計画書の策定支援、企業訪問の上、モニタリング等を行なっております。状況に応じて、中小企業診断士会の専門家派遣を受けております。 3.中小企業再生支援協議会の活用を積極的に行なっております。平成24年度2先(1先は簡易型)、平成25年度2先(簡易型で1先は企業数3社)。 4.DDS・ABLの内容等について、部店舗長会議で説明しております。
伊達信用金庫	<p>当金庫では、地域経済の活性化や健全な発展のためには、地域の中小企業等が事業の拡大や経営改善等を通じて経済活動を活性化していくとともに、当金庫を含めた地域の皆さまが連携・協力をしながら中小企業等の経営努力を積極的に支援していくことが重要であると考え、資金仲介機能(資金供給者)としての役割に留まらず、地域の中小企業等に対する経営支援や地域経済の活性化に積極的に貢献していくことに取り組んでおります。</p> <p>大きな柱として①顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮、②地域の面的再生への積極的な参画、③地域や利用者に対する積極的な情報発信の3項目となっております。</p> <p>具体的な取組としては、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)本部審査グループにおいて、企業再生支援専従担当者を2名配置し、直接訪問等により、経営者からの経営相談や経営指導にあたり、営業店と連携し企業再生支援を行っております。 (2)中小企業等に対し適切な経営指導等を行うために、企業支援委員会を設置し、お取引先の経営に関する問題点や支援策等を策定し、健全化に向けて支援を行っております。(平成25年度は13先を選定いたしました) また、平成25年度よりオブザーバーとして顧問弁護士が参加する体制といたしました。 (3)経済産業省北海道経済産業局地域経済部のご協力をいただき、中小企業、小規模事業者向けに補助金制度や融資制度等支援施策活用ポイントセミナーを実施いたしました。(平成25年5月17日、6月19日に実施いたしました)
北空知信用金庫	<p>「中小企業診断士による中小企業向け経営セミナー」を開催しました。内容と致しまして、(独)中小企業基盤整備機構北海道支部の協力を得て、中小企業診断士を招聘し当該セミナーを平成25年1月18日に当金庫本店にて実施しました。対象者は当金庫取引先の経営者、役員、幹部職員の方等を対象としました。売上の増加を企業経営の重要課題として、悩みを持つ企業経営者も多く、今般セミナーのテーマとして「売上増加のための考え方と具体策」を掲げ、参加者の方に売上拡大にかかる経営改善事例・マーケティングの手法等を紹介致しました。</p>
日高信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道中小企業支援ネットワークおよび胆振・日高地域中小企業支援ネットワークの構成機関となっているほかに、当金庫独自で営業区域内を中心とした「ひだかしんきん地域支援ネットワーク」を構築する。 ・本ネットワークは、地域の商工会議所・商工会、税理士・会計事務所、司法書士、弁護士等の関係機関の連携を一層密にしながら地域の小規模・零細企業や取引先の経営改善や事業再生に向けた支援を行うことを目的としています。 ・平成25年6月末時点で取扱い実績はありませんが、地区内の景気は依然と低迷しており財務内容の悪化が予想され、本ネットワークの取扱いは増えていくと考えています。 ・中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業、中小企業緊急経営相談窓口の活用をした、外部専門家派遣を積極的に行っている。平成25年4月以降、8先の取扱い実績。 ・平成25年度の条件変更等による経営改善・事業再生支援等の取組先は、77件、410百万円の実績 ・北海道中小企業再生支援企業の取扱いはありません。

函館信用金庫	<p>【金融円滑化に係る取組総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫において、金融円滑化法施行期間内に貸付条件の変更等の申込みを受けた事業資金貸付債権の数は1,140件、累計金額は18,184百万円で、うち謝絶・取下げ等を除く実行に係る数は1,104件、金額は17,432百万円となり、実行率は件数で96.84%、金額では95.86%となった。事業性貸付債権の取下げ分を申込みから斟酌すれば、実行率は件数で99.73%、金額で99.92%となる。 ・住宅資金借入者に対する貸付の条件変更等の申し込みを受け付けた貸付債権の数は33件、金額は477百万円で、うち取下げを除く(謝絶は無し)実行に係る債権の数は30件、金額は431百万円で、実行率は件数で90.91%、金額は90.36%となった。住宅貸付債権に関しては、債務者の取下げ分を申込みから斟酌すれば実行率は100%である。上記結果から、地域金融機関として中小企業者および個人債務者の支援に関しては十分にその役割を果たしたと考えている。 <p>【特長的な取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当庫における円滑化法施行期間中の特長的な活動としては、平成24年6月から準備を進め、当金庫内におけるビジネスマッチングの推進を企図し、各営業店の店名会(営業店取引先の親睦会)の会員を対象に、取引先の業種、業務内容、自社PR、キャッチコピーを含めた広告掲載のほか、会員名簿を掲載した企業紹介情報誌を平成25年3月に刊行した(総掲載数614先、うち広告掲載308先)。 <p>【金融円滑化法の施行の意義等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑化法施行期間内における条件変更等の申し出に対する対応の中で、経営者とのヒアリングによる企業状況のより詳細な状況把握・情報収集ができたこと、経営者自らが自企業の問題点を認識し、経営改善に対する意識変化があったことが金融円滑化法施行の大きな意義であったと考えている。 <p>【金融円滑化法終了後の取組状況等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融円滑化法終了後における条件変更等の対応実績は、事業性資金の実行件数45件、金額は782百万円、住宅資金に関しては実行件数6件、金額は75百万円となっており、円滑化法施行期間と基本スタンスに変更無く対応している。(平成25年6月末現在) ・現在、中小企業基盤整備機構と連携して経営改善支援を検討中の取引先が1先、函館地域振興財団と連携して経営改善支援を検討中の取引先が1先あり、今後も企業の特性を考慮しながら経営改善支援先を拡大していく方針である。
渡島信用金庫	<p>1.平成25年3月に中小企業金融円滑化法期限到来後の対応について、当金庫においては、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるという方針は従来と何ら変わらないことを、当金庫ホームページ、店頭窓口にて明示し、また、条件変更実施先へ個別に郵送にて同様の内容の文書を送り、周知致しました。</p> <p>2.事業再生支援の取組については、経営コンサルタント及び公認会計士と連携し、事業再生に取り組んでいる事案があります。</p>
江差信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> ・審査部内に「企業支援課」を設置し、経営改善計画指導要領に基づいた経営支援先を選定の上、経営改善計画書の進捗状況、業況等について定期的にコンサルティングを実施し、現況分析による課題、改善策について指導、提案等を実施している。 ※平成25年度の経営支援対象先は19先、この内企業支援課の主導対応先は6先 ・再生支援先に対し、業界上部団体(信金中金業務支援部)による「経営改善・企業再生に関する【事前相談】」を活用し、その診断結果に基づいて、課題点(弱点)の克服に取り組んでいる。
小樽信用金庫	<p>経営改善支援先32先(うちランクアップ先3先)、中小企業支援ネットワーク強化事業による専門家派遣を7先31回実施、再生支援協議会活用先1先、中小企業ネットワークの経営サポート会議および専門家派遣先1先。</p>
北海信用金庫	<p>平成24年4月から平成25年3月までの取組み状況</p> <p>1.相談事業</p> <p>①総合診断・財務診断 財務分析、ヒアリングを基に顧客企業が抱える問題点を明らかにして改善策を検討したうえで報告書を作成しました。 平成24年度 実施先数 総合診断 4先、財務診断 1先</p> <p>②経営改善検討会 営業店を通しての経営改善支援活動として営業店、審査部、経営相談室の3者で顧客企業の問題点と改善策を検討し経営改善の方向性を示しました。 平成24年度 実施先数 128先</p> <p>③外部専門家派遣 上記の経営改善支援活動の他、経営力向上を目指す顧客企業に外部専門家等を派遣し、当該顧客企業が抱える個別的な課題に対し助言・支援を実施しました。平成24年度は経済産業省の「中小企業支援ネットワーク強化事業」に参加登録し、国土交通省の「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」にも参加しました。 平成24年度 実施先数 19社</p> <p>2.情報提供事業 地域の顧客企業に有益な経営情報を提供する目的で、外部支援機関と連携しセミナーを開催しました。 平成24年度 実施回数 2回</p> <p>①テーマ 製造現場を変える「トヨタ生産方式」導入のすすめ 開催地) 寿都町 参加者) 17名 連携先) (独)北海道立総合研究機構 北海道立食品加工研究センター</p> <p>②テーマ 経営者、経営幹部のためのモチベーションマネジメント 開催地) 小樽市 参加者) 26名 連携先) 経済産業省(中小企業支援ネットワーク強化事業)</p> <p>3.ビジネスマッチング事業 個別商談会の開催 (公財)北海道中小企業総合支援センター・北海道後志総合振興局との連携により、顧客企業が必要とする経営資源(流通網等)を有する企業等とのマッチング会を開催しました。平成20年度から実施し5回目となりました。 平成24年度 実施回数 1回 6社</p>
旭川信用金庫	<p>財務改善、販路拡大など経営全般の相談支援、ビジネスマッチングやM&Aに関する情報等、当金庫の情報機能や外部ネットワークを活用した支援を行っており、特に専門家派遣を充実させて企業の要望・課題の解決に向け取り組んでいます。専門家派遣は平成24年度92件(内訳:経営革新31件・事業再生15件・事業承継27件・IT関連10件・創業支援1件・その他8件)、今年度6月までの取組は34件(前年同月比対比+7件)で春先は事業承継中心で推移したがこれからは事業再生中心の取組を予定している。</p> <p>医療コンサルタント会社との連携により、今後医療関係事業先へのサポートも充実させていきたい。</p>
稚内信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度より当金庫独自の経営改善支援を行ってきており特に経営改善支援が必要なお客様(主に要注意先の大口先)を「経営改善指導支援強化先」として審査部が選定し、本部・営業店が連携して経営改善に取り組んでいる。(平成25年度9社選定) ・平成24年度 中小企業支援ネットワーク強化事業から指導員派遣により4社、北海道中小企業総合支援センターからの指導員派遣により1社の計5社の企業に対して経営支援を行なった。平成25年度においても引き続き継続して行なっていく。また、お客様の希望があれば新規先についても積極的に活用していく。 ・中小企業再生支援協議会の活用については、現在、他金融機関主導で2社活用しているが1社は民事再生申請を行なった。当庫主導による協議会の活用・連携している先はないが、今後も他行、当庫にかかわらず活用・連携は積極的に対応していく方針にある。 ・地元経済の活性化に資する特徴的な取組としては、地域経済の将来を見据え、地域経済の活性化を図る長期戦略・態勢整備の一つとして次代を担う若手経営者の育成を目的として「てっぺん塾」を設立した。 ・環境問題に係る事業については積極的に関わっていく方針で、再生エネルギー事業、HACCP認証事業への資金需要について一層の促進を図っていく。

留萌信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先企業の、①経営力の向上、②創業・再チャレンジ、③事業承継といった課題解決の為に相談会を実施する。 ・国土交通省が推進している「建設企業のためのアドバイザー事業」を活用し、留萌管内の基幹産業である建設業の経営相談業務の強化を図ると共に、経営力強化に向けたセミナーを開催する。 ・一般社団法人旭川産業創造プラザとの協定に基づき、取引先の経営課題解決に向けた相談会を実施する。 ・留萌振興局との包括連携協定に基づき、以下の人材育成事業を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> 1.人材育成(金融出前講座の開催、地域新任教員研修の開催) 2.地域に根ざした事業創出(留萌元気づくりセミナーの開催) 3.地域資源のPR活動 ・留萌市経済活性化懇談会へコアメンバーとして参加する。
北星信用金庫	<p>平成24年度～平成25年度における経営改善支援・事業再生支援に係る取組について、平成25年3月に北海道中小企業再生支援協議会経由にて2先支援開始している(当金庫はサブ金融機関)。平成25年度は、まだ実績先はないが、今後検討先を選定し、具体的相談をして行く予定。(A社元金据置中、B社元金据置中)</p>
帯広信用金庫	<p>当金庫は、従前より積極的に経営改善支援・事業再生支援に取り組んでおり、必要に応じて外部機関とも緊密な連携を図ることので、地域金融の円滑化に取り組んでおります。</p> <p>【具体的な取組み】</p> <p>当金庫では、取引先のライフステージ(新事業開拓やビジネスマッチング、事業承継など)に応じてコンサルティング機能を3部門で担っており、協同してお取引先が抱える課題に対応しております。</p> <p>経営改善支援の取組みにおいて、主体は営業店ですが、必要に応じて本部職員が直接お取引先を訪問するなどのサポートを行っており、金庫一体となってお取引先の経営改善支援に取り組んでおります。</p> <p>また、外部の専門家との連携を強化しており、平成24年度には地域で活動する公認会計士・税理士で組織する「TKC北海道会」とお取引先の経営改善支援の取組みに関する協力関係強化を目的とした覚書を締結しております。</p>
釧路信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄工所で特殊許認可の取得と有資格者の活用(現場に向いてチラシ等でPR)により、売上増加2期ぶりの黒字となった。営業店と債務者との課題認識が共有されていた事例。 ・水産加工業で販路開拓支援として、航空会社の機内食採用をPRする等改善支援を行った。成果には繋がらなかったが具体的な支援実施事例。 ・理容業で創業後まもなく円滑化を実施した先であるが、営業店でマスコミにPR要請したり、SCでのビラ配り等コストをかけず広告宣伝を提案した結果、業績改善し円滑化も解消予定である。
大地みらい信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善支援強化としては、取引先ランクアップ、リ・スタート支援活動、中小企業金融円滑化法への対応に積極的に取り組みました。 ・地域のお客様の価値創造に向けた取組みとしては、商談会の開催により地域のお客様のビジネスチャンスを支援しました。また、北大産学連携本部との連携による知見・ノウハウを活用しお客様の専門的な相談への対応も強化しました。 ・保証人や担保に依存しない融資商品として引き続き「ビジネスみらい500」を発売したほか、医療・介護等への成長分野事業に対しても積極的な支援をすることで、円滑な資金供給を行いました。 ・平成24年度には新たに中小企業診断士1名が登録(合計7名)となったほか、各種研修による人材育成を行い、コンサルティング機能の強化に向けた体制作りにも努めています。 ・根室・釧路管内で魅力ある「食」を売り出すためにKONSEN魅力創造ネットワークを設立し、FOODEX JAPAN2013に15企業・団体が出展しました。 ・新たな産業の創出のため産業クラスター事業や産学官連携共同研究など、地域の優れた資源を活用するための事業に積極的に取り組んだほか、学生を対象とした地域金融教室を数多く実施しました。
北見信用金庫	<p>経営改善支援やコンサルティング機能の発揮に取り組む専担部署として、業務部内に『金融総合支援課(4名体制、うち中小企業診断士2名)』を設け、営業店と一体となった態勢を整えている。</p> <p>【事業承継支援】</p> <p>北見信用金庫では、地域にとって喫緊の課題である『事業承継』を最重要課題と捉え、事業承継支援に重点的に取り組んでいる。企業の課題は千差万別であり、固有の課題に対応するために専門家を招いての個別相談会を実施。平成21年～平成25年6月までの相談件数は108件に上る。平成25年3月には事業承継セミナーを開催(月刊クオリティ2013.4号掲載)し、関係者約100名を動員。平成25年4月にはLLP北海道事業承継センターと業務提携を締結し、事業承継の相談から実行支援まで、それぞれの企業に応じた柔軟な支援を行っている。</p> <p>【専門家派遣】</p> <p>企業の持つ個別の課題に対し、経済産業省の事業である『中小企業支援ネットワーク強化事業』の活用を主体として、平成24年度は53回の専門家を企業に派遣した。その結果、多くの企業から継続派遣の依頼を頂戴している。金融機関が不得手とする農業分野についても専門家が的確にアドバイスを行った事例や、水産加工場の衛生管理について専門家がアドバイスしたことにより、道HACCP認証取得に至った事例がある。</p> <p>【経営改善支援】</p> <p>毎月1回以上の面談やアドバイスを行う「経営改善支援先」として、本部専担部署担当13先、営業店担当16先を選定し、密にコミュニケーションを取りながら経営に対する助言を行っている。その他、定期的に試算表等を取り受けし、業績を把握する「業況チェック先」として55先を選定、主に計数面からのアドバイスをを行っている。</p> <p>【臨店活動】</p> <p>本部専担部署である業務部金融総合支援課は年2回、全営業店を訪問して担当者、担当役員、支店長と面談を行い、金融円滑化対応活動および経営改善支援活動についてヒアリング・指導を行うことで組織全体のスキルアップを図っている。</p>
網走信用金庫	<p>経営改善指導先59先を指定し、営業店・本部担当部署のクロス訪問による指導と行動管理の徹底。</p> <p>中小企業支援ネットワーク強化事業を活用した専門家の派遣による課題解決支援の実施。</p>
遠軽信用金庫	<p>平成24年度取組状況(実施事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.中小企業診断士等の専門家による個別経営相談会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 11回実施、参加企業40社、個別企業の経営力アップに貢献した。 2.中小企業基盤整備機構の事業承継コーディネーターを活用し事業承継に係る相談会を開催 <ul style="list-style-type: none"> 11回実施、参加企業22社、事業承継の円滑化に貢献した。 3.年2回、事業取引先に対する全店一斉訪問により、取引先の資金ニーズの聴取や資金繰り相談を実施 <ul style="list-style-type: none"> 訪問先数延1,370社、うち資金ニーズを把握した先250社、うち条件変更の希望があった先26社。 4.業況の厳しい取引先を経営支援先に認定し、適宜個別面談を行い経営改善の進捗状況の把握と経営指導を実施 <ul style="list-style-type: none"> 主要本部指定先36先、条件変更等で改善計画書の提出先89先、合計125先、うちランクアップした先5先。

北央信用組合	<p>・中小企業支援ネットワーク強化事業を活用した取引中小企業者への経営改善支援 中小企業が抱える経営課題が高度化する中で、平成23年4月より、北海道経済産業局を中心として幅広い各機関からなる中小企業支援ネットワークが構築され、当組合も支援機関として登録、2名の専門家(ネットワークアドバイザー)による対象先訪問により、中小企業が抱える経営課題の改善のための支援体制強化を図っております。</p> <p>・アパート経営における総合コンサルティング機能の構築 当組合のアパートローンは、その貸出金に占める割合から重要な位置付けとなっており、組織的に細やかな管理が必要であること判断、アパート資金融資先だけではなく、当組合のアパート業を営む顧客全てを対象に組織的なコンサルティング機能を発揮する体制として、平成24年7月『ほくしんアパートオーナー会』を発足して組織化し、活動を開始。</p> <p>1.セミナーの開催 平成24年10月に札幌地区、11月に千歳地区と旭川地区で、会員対象のセミナーを開催。顧問弁護士3名を講師に迎え、『家賃滞納先の対処方法』について開講。</p> <p>2.会報の発行 ①有益な情報提供の一環として、『APネットのすすめ』を不定期に発行。②平成25年2月、創刊号『ほくしんAPネット通信』を発行。(年2回発行予定)</p> <p>3.情報のマッチング 内部のネットワークを活用し、顧客の『不動産の売買希望情報』を集約・管理。日頃より検索し、希望に合致する情報が見つかり次第、顧客へ提供。</p> <p>4.相談業務 専門分野については、顧問弁護士や税理士に相談・紹介する等、解決方法を提案しサポート。</p>
札幌中央信用組合	<p>平成24年11月に政府より「経営革新等支援機関」の認定を受けており、各種制度を活用しながら中小企業者の事業計画策定支援や継続的な経営支援を行っている。 経営改善計画先に対して営業店がコンサルティングを継続的に実施し、本部はその状況をモニタリングし、本部・営業店が一体となって経営改善のための支援を行っている。平成25年度のモニタリング先は、全店で71先を抽出して支援している。</p>
ウリ信用組合	<p>当組合では、「組合員の創業と発展および再生を支援し企業活動の活性化と生活水準の向上に資すること」を経営理念に掲げ、中小企業者への経営支援をはじめとする金融仲介機能の発揮とその役割を果たすため、全役職員が一体となって取り組んでおります。 「経営改善」や「事業再生」などに取組まれておられるお客様については、膝をまじえたディスカッションに努め、顧客企業の目線に立った「経営改善・事業再生」計画の策定支援を行っております。</p>
函館商工信用組合	<p>平成24年9月北海道中小企業支援ネットワーク設立後、条件変更の申し出は10件あり。 10件に対応し、内1件は北海道中小企業再生支援協議会を活用した。</p>
空知商工信用組合	<p>平成25年度の取組状況について、当組合は北海道中小企業支援ネットワーク構成機関として、平成24年10月に創設された「経営力強化保証制度」の活用を重点的に取組むこととしました。 本制度を重点的に取組むため、まず、本部と北海道信用保証協会滝川支店で協議、目標取扱件数を設定し、各営業店に指示しました。 上記指示に基づき、営業店は対象債務者を選定し、8月末までに北海道信用保証協会滝川支店管轄で5件以上の取扱を予定しております。 平成25年度においては、今後、北海道信用保証協会保証部・北海道信用保証協会旭川支店とも連携し、経営力強化保証制度を重点的に取組んでまいります。</p>
十勝信用組合	<p>■当組合は、平成25年度業務推進計画に「地域密着型金融の更なる推進」を位置づけ、中小零細事業者・勤労者の皆様に地域金融機関として積極的な取組みを進めております。また、新規創業・経営改善等の融資実務相談・アドバイス等と共に、金融の円滑化支援に関する相談・受付等を取扱い、地域のお客様の一番身近な金融機関としてスピード感をもって行動することを心がけております。</p> <p>【地域密着型金融の更なる推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業診断による必要な解決策の提言、支援を図るためのコンサルティング機能の発揮 ・地域・人縁の顧客基盤による情報提供、経営改善・相談等のサービス提供 ・事業価値を見極める融資手法の検討と、中小零細事業者のライフサイクルに適した資金供給手法の取組み ・地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献 ・全国の組合員を対象とした「しんくみネット」の利用促進 <p>■平成24年12月21日付で経営革新等支援機関として主務大臣から認定証を拝受し、地域金融機関「経営革新等支援機関」として組織一丸となって取組み、平成25年7月3日付けで当組合お取引先において、「認定支援機関の確認書」を添付申請した平成24年度創業補助金(地域需要創造型等起業・創業促進事業)が採択されました。また、外部機関との連携において、経済産業省北海道経済産業局の「平成25年度中小企業・小規模事業者ビジネス創造支援事業 専門家派遣」の取組みを計画し、各営業店支店長等が外部専門家と顧客企業に巡回して、中小企業が抱える高度・専門的な課題解決を図る予定としております。</p> <p>■「北海道中小企業支援ネットワーク」事務局:北海道信用保証協会の支援機関に参加、地元商工会議所・商工会とも従来から連携関係を構築するなど、外部機関との会議出席など積極的に連携し顧客企業の経営改善・事業再生・業種転換等について情報共有をしております。</p> <p>【外部機関との主な会議一覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年7月23日「政策パッケージ説明会」(北海道中小企業再生支援協議会主催) ・平成24年7月25日「金融円滑化、政策パッケージ」等、北海道経済部経営支援局中小企業課との意見交換 ・平成24年9月20日「北海道中小企業支援ネットワーク設立会合・第1回全体会議」 ・平成25年2月6日「北海道中小企業支援ネットワーク第2回全体会議」 ・平成25年5月24日「北海道中小企業支援ネットワーク:第3回全体会議」 ・平成25年6月7日「北海道中小企業支援ネットワーク:経営サポート会議について」のスキーム及び開催事務手続きなど、北海道信用保証協会帯広支店と当組合各支店長職の間で会議開催及び意見交換を図りました。
釧路信用組合	<p>金融円滑化法期限到来後もお客様の相談に真摯に対応する方針に変化はございません。当組合は認定経営革新等支援機関として、各営業店に相談窓口を設置し、適切なアドバイス、経営相談に応じております。 また、他金融機関をはじめとして北海道中小企業再生支援協議会、中小企業基盤整備機構北海道支部、北海道中小企業総合支援センター等々の外部支援機関との連携を図り、加えて中小企業診断士や税理士との連携を図る等、地域におけるきめ細やかな支援ネットワークを構築し、中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援に取り組んでおります。</p>

<p>商工組合中央金庫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商工中金は、従前から中小企業者等の再生支援に注力してきましたが、平成24年11月にこれまで培ってきた事業再生のノウハウをパッケージ化し、より一層積極的に経営改善計画の策定からその達成まで一貫した総合的なサポートを行うべく、「再生支援プログラム」を創設しました。 ・「再生支援プログラム」により、中小企業再生支援協議会等の事業再生支援機関と連携、地域金融機関とも協調して、取引先の企業価値向上や地域再生・活性化に向け、取り組んでまいります。 ・「再生支援プログラム」の主な概要は以下の通りです。 <p>I 経営改善計画の策定支援</p> <p>① 経営者等のご相談の中から経営課題を把握・分析し、経営改善計画を策定する上での基本的な方向性について、商工中金と中小企業者等の共通の認識を醸成していきます。</p> <p>② 地域金融機関や事業再生支援機関等と緊密に連携・協調しつつ、コンサルティング機能を発揮することで、中小企業の立場に立った計画策定支援を行います。</p> <p>II 計画認定</p> <p>中小企業者等の方が策定し、商工中金にご提出いただきました計画について、「再生支援プログラム」の対象計画として、商工中金が認定を行います。</p> <p>III 計画実行～計画実行において必要となる各種支援を的確に実施～</p> <p>① 経営改善計画を実行する上で必要となる金融支援については、中小企業者等の方々の状況に応じた的確な対応を実施するとともに、多様な再生手法も活用しながら、取り組んでまいります。</p> <p>② 特に、事業再生支援機関や地域金融機関と協調して実施する条件変更や新規融資については、新たな支援制度を創設し、より一層積極的に対応してまいります。</p> <p>③ 計画の実効性を高めるため、ビジネスマッチング、M&Aなどさまざまなソリューションを提供します。</p>
<p>日本政策投資銀行</p>	<p>当行では、お客様の資金繰り等の各種ご相談にお応えすべく、相談窓口を開設し、関係各機関と連携を回りつつ迅速かつ適切な対応を行っております。当行では、今後とも、事業再生支援や地域経済の活性化に繋がる以下のような取組を積極的に行っております。</p> <p>1. 中小企業等のお客様に対する各種ご相談対応および事業再生支援</p> <p>当行では、お客様からのご相談に対し丁寧にご対応させて頂くとともに、お客様の経営改善計画の策定・実行にかかるご支援を実施してまいります。具体的には、他の金融機関や公的な事業再生支援機関等との連携、事業再生ファンドへの出資等も含め、多様な方法によりお客様にとって最適なご支援となるよう、取り組んでまいります。</p> <p>2. 事業再生支援等にかかる相談窓口</p> <p>当行では、北海道支店はじめ各営業部に相談窓口を設置し、他の金融機関等と協調しつつ、迅速かつ適切な対応を行っております。</p> <p>3. 事業再生支援・地域経済活性化に向けた当行の取組事例</p> <p>当行では、事業再生や地域経済活性化に向けて、地域金融機関との共同による事業再生ファンドの組成等、他の金融機関等とも連携した取組を積極的に行っております。</p>
<p>日本政策金融公庫(国民生活事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者からの融資相談及び返済相談について、個別企業の実情を踏まえ、親身かつ丁寧な対応を行うため「金融改善・資金繰り相談窓口」を設置。 ・金融円滑化法終了後、事業の再生支援について一層のきめ細かな対応を行うために、支店に「企業支援担当者」を設置。 ・「企業支援担当者」の能力向上のため社内研修等を強化。 ・主に条件変更を希望する事業者を対象に「経営改善計画書の策定支援」や「財務診断サービス等」を積極的に実施。 ・認定経営革新等支援機関等の外部専門家の経営指導や助言を通じ、新事業分野の開拓等を行う中小企業者の経営力や資金調達力の強化を支援する制度として「中小企業経営力強化資金」を創設 ・事業再生や新事業展開等に取り組む中小企業者の財務体質の強化を図るために資本性資金を供給する制度である挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)を制度拡充。
<p>日本政策金融公庫(中小企業事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者からの融資相談及び返済相談に、個別事業を踏まえ、迅速かつきめ細やかな対応を行うため支店に「経営改善・資金繰り相談窓口」を設置 ・認定経営革新等支援機関等の外部専門家の経営指導や助言を通じ、新事業分野の開拓等を行う中小企業者の経営力や資金調達力の強化を支援する制度として「中小企業経営力強化資金」を創設 ・事業再生や新事業展開等に取り組む中小企業者の財務体質の強化を図るために資本性資金を供給する制度である挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)を制度拡充 ・新事業支援や再生支援の分野において専門部署を設置
<p>北海道中小企業再生支援協議会</p>	<p>平成25年度(平成25年6月現在)の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会のサブ・マネージャーを1名増員。7/1増員予定の1名も含め、7名体制で支援業務に対応。 ・再生支援案件の更なる発掘に向け、協議会のサブ・マネージャーが、道内各地の金融機関を訪問(現在も継続中)。※個別案件の事前相談の機会としては是非活用頂きたい。 ・平成25年3月から協議会内に『経営改善支援センター』を新設し、『経営改善計画策定支援事業』の相談・申込を受付中。同事業は、金融支援が必要な中小企業・小規模事業者に対し、認定支援機関(外部専門家)の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、当該策定費用総額の3分の2(上限2百万)を負担するもの。利用申請の状況は全国的に低調であり、更なる周知活動を図りたい。
<p>地域経済活性化支援機構</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業再生支援業務については、平成25年3月の法改正により、当機構による支援期間は3年以内から5年以内へと延長され、中小企業者等に対するより足の長い事業再生支援が可能となりました。また、支援決定時等における対象事業者名の公表についても、大規模事業者以外の事業者については一律の公表義務が無くなったことから、名称を公表することなく支援を受けることが可能となりました。 ・地域の様々なニーズを受け止めるため、機構に「地域活性化オフィス」を新たに設置しました。金融機関等の専門人材を配置し、地域活性化に資する業務及び中小企業や金融機関からの相談受付、中小企業再生支援協議会との連携等の業務を行っていきます。地域の実情や金融機関のニーズにきめ細かく対応していきたく考えておりますので、前広にご相談していただくようお願いいたします。 <p>(HP) http://www.revic.co.jp/index.html</p>

<p>経済産業省北海道経済産業局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「経営改善・資金繰り相談窓口」の設置 平成25年3月に決定された「経営改善支援対策」に基づき、「経営改善・資金繰り相談窓口」を設置し、経営改善・資金繰りの施策の紹介や、個別相談を受け付け。 ・「経営改善・資金繰りに関する意見交換会」の開催 地域の実情をきめ細かく把握するため、帯広市及び千歳市において中小企業・小規模事業者との意見交換会を開催。 ・認定支援機関に対する中小企業施策の周知 関係行政機関と連携し、中小企業関連施策説明会や認定支援機関（金融機関、税理士等）向け施策説明会を開催し中小企業関連施策をPR。また、認定支援機関が経営改善計画の策定等を支援する「経営改善計画策定支援事業」をPRするため、関係機関訪問時及びセミナー等においてチラシを配布。
<p>財務省北海道財務局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1.金融機関の経営改善支援等に対する取組みについて、各種ヒアリングの機会を通じフォローアップ。 2.「金融の円滑化と中小企業支援策に関する説明会」を開催し、円滑化法期限到来後の諸施策について、関係機関へ周知。 平成25年2月19日 管内地域金融機関の経営陣向け説明会 平成25年2月20日 中小企業団体、商工会議所等向け説明会 平成25年5月13日 金融機関の支店長向け説明会 平成25年5月14日 経営支援の担い手向け説明会 平成25年6月26日 北海道中小企業団体中央会加盟の事業者向け説明会 3.「中小企業等金融円滑化相談窓口（平成25年2月設置）」において、中小企業等からの個別相談や苦情、要望に対応。 北海道財務局（金融ほっとライン）ほか、道内6財務事務所・出張所に設置
<p>北海道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全道7カ所に「中小企業緊急経営相談窓口」を開設し、経営サポーター及び経営改善コーディネーター（専門家）を配置して、地域の中小企業の経営改善・事業再生を支援（H25.3～） ・全道11地域に、地域の金融機関、支援機関等で構成される「地域中小企業支援ネットワーク」を構築し、情報交換のための会議の開催等により、関係機関の連携強化を促進（H25.3～）
<p>北海道商工会議所連合会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1.金融円滑化法終了にかかる対応 (1)調査「中小企業金融円滑化法終了に係る影響調査について」実施 平成24年8月実施、9月発表。回答数2,483社（回収率25.9%）。（内、金融円滑化法施行以後、返済猶予等利用した企業228社） (2)全道42商工会議所において特別相談窓口を設置依頼 (3)再生支援協議会と連携し、各地域で金融円滑化法終了に伴う個別相談会を開催 3月 旭川、釧路、4月 岩見沢、6月 千歳、7月 苫小牧 2.専門家派遣支援（エキスパートバンク事業） 小規模企業の要請に応じて当該企業に直接派遣し、具体的、実践的な事項に関して適切な指導、助言を行うことにより、近時の厳しい経営環境を乗り切る為の人材確保、育成を図りもってその経営資質の向上に資することを目的とし、平成19年度より実施。平成24年度は27件の派遣を実施。平成25年度も継続して事業実施している。
<p>北海道商工会連合会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「農工商連携ファンド事業」による新商品・新サービス開発等の取組支援 ・地域特産品等の認知度向上のため販路開拓機会創出支援 ・経営課題解決に向けた専門家派遣による支援 ・商工調停士を中心に弁護士又は公認会計士等により経営安定特別相談室を設置し、中小企業倒産防止に必要な事業を実施
<p>北海道中小企業総合支援センター</p>	<p>当センターでは、平成25年度に、石狩・後志・空知管内を対象に経営改善や事業再生を行うための中小企業緊急経営相談窓口を設置し、経営サポーターや経営改善コーディネーターによる相談や経営支援を行っている。また、経営革新等認定支援機関として、中小企業者に対する経営計画の策定支援等を行っている。</p>
<p>北海道中小企業家同友会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業支援ネットワーク強化事業で、事業再生案件を平成24年4月1日～9月30日まで173件中24件（14%）の相談を受け対応しています。 ・同友会への相談については、相談者と共にかかりにくい事業再生計画を作成し資産の売却、役員報酬の引き下げ、人員の削減など金融機関とも密に連絡を取って行いました。それでも売上の不振や利益が上がらない等で再度の相談が半数近くになり、厳しい経営環境の中で、債務超過からの立ち直りの難しさが浮き彫りになりました。幸いにも相談企業の中では倒産等の事例は出ていません。 ・今後の中小企業支援は、経営者の経営姿勢（労使見解）、経営指針づくりまで入り込んだ内容でないと難しいように感じています。（アドバイザーからの感想）
<p>北海道中小企業団体中央会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融円滑化法終了に係る対応 本年6月北海道財務局と共同で「金融円滑化と中小企業施策に関する説明会」を開催し、経営改善支援・事業再生支援の施策を広く中小企業者に周知した。 ・専門家派遣支援 労働局から委託を受け、本会本部に北海道最低賃金総合相談支援センターを開設し、労働問題全般の課題に対し社会保険労務士他の専門家を派遣した。 経営改善・農工商連携・6次化等の経営課題を解決するため専門家を派遣した。
<p>北海道信用保証協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度は、約180先の企業訪問を通じて中小企業者の業況把握に努め、モニタリングを実施しております。 ・平成25年度から、専門家による診断・助言を通じて中小企業者の事業の維持、発展を図ることを目的として、当協会独自の専門家派遣事業を創設しました。 ・札幌圏の創業案件は本部の創業支援部署において対応しております。また、創業支援後のモニタリングを実施しております。 ・本部の再生支援部署において公的機関および金融機関の再生支援部署等と連携し、再生支援に積極的に取り組んでおります。平成24年度は、北海道中小企業再生支援協議会が関与した会議に延べ52回参加しました。 ・札幌商工会議所、札幌市、さっぽろ産業振興財団、北海道中小企業総合支援センターの経営金融相談室に中小企業診断士等の有資格者である職員を派遣（月5回）、夜間経営相談窓口（月2回）の設置、相談専用フリーダイヤルを設置しており、相談窓口の充実を図っています。 ・北海道中小企業支援ネットワークの事務局として、定期的な会議等の開催により構成機関の連携促進に努め、地域全体の経営改善・再生支援スキルの向上を図ってまいります。
<p>経営サポート会議</p>	<p>22回開催（22企業）＜平成25年2月設置～平成25年7月末現在＞</p>